



地方独立行政法人
北海道立総合研究機構

最近の法改正などの動向について

建築性能試験センター 安全性能部



令和4年から、あと施工アンカー が使用できるようになりました。

令和4年3月31日に告示第1024号第1第十四号の改正がありました。

「あと施工アンカー」について、
「既存の鉄筋コンクリート造等の部材とこれを補強するための部材との接合に用いるもの」



「鉄筋コンクリート造等の部材と構造耐力上主要な部分である部材との接合に用いるもの」

適用可能な建築物 及び使用できる部位を拡大されました。



国住指第 1597 号
国住参建第 4023 号
令和 4 年 3 月 31 日

都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
参事官 (建築企画担当)
(公印省略)

特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部改正について
(技術的助言)

特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する件(令和 4 年国土交通省告示第 413 号)は、本日付で公布・施行されることとなった。
 ついては、改正後の「特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件(平成 13 年国土交通省告示第 1024 号。以下「告示第 1024 号」という。)」のうち第 1 第 14 号及び第 2 第 13 号に規定するあと施工アンカーに係る運用について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知する。
 貴職におかれては、貴管内の特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知方願する。
 なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知していることを申し添える。

記

1. 改正の概要
 国土交通大臣が許容応力度及び材料強度を指定(以下「強度指定」という。)できる「あと施工アンカー」について、「既存の鉄筋コンクリート造等の部材とこれを補強するための部材との接合に用いるもの」から「鉄筋コンクリート造等の部材と構造耐力上主要な部分である部材との接合に用いるもの」に適用可能な建築物及び使用できる部位を拡大することとした。

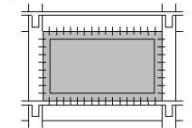
国土交通省
【機密性2】

強度指定を受けたあと施工アンカーの使用部位の拡大(告示改正概要)


○特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件(平成13年国土交通省告示第1024号)

現 行	第一 特殊な許容応力度 十四 あと施工アンカー(既存の鉄筋コンクリート造等の部材とこれを補強するための部材との接合に用いるものをいう。第二第十三号において同じ。)の接合部の引張り及びせん断の許容応力度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。
--------	--

○ 現行の基準では、あと施工アンカーは既存の鉄筋コンクリート造の部材とこれを補強するための部材との接合に用いるものに限定されている。



【補強】RC増設壁を設置する工法の例

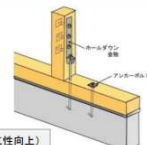


【補強】特付き鉄骨プレスを設置する工法の例


改 正 案	第一 特殊な許容応力度 十四 鉄筋コンクリート造等の部材と構造耐力上主要な部分である部材との接合に用いるあと施工アンカーの接合部の引張り及びせん断の許容応力度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。 ※第二 特殊な材料強度 第十三号についても、同様の改正を実施。
-------------	--

○ 増改築や新築において、補強以外の用途にあと施工アンカーを使用することが可能。

例)【新 築】施工精度を要する箇所 など
 【増改築】床スラブ増設に伴う定着筋への適用 など



【新築】施工精度を要する箇所(施工性向上)



【増改築】床スラブ増設時の適用例



使用できる「あと施工アンカー」は許容応力度が大臣に指定されたものに限られます。

あと施工アンカーの接合部の許容応力度及び材料強度が強度指定書に示された数値で設計する。

あと施工アンカーのうち **接着系あと施工アンカー(注入方式カートリッジ型)** が、技術的知見が明らかになったことから強度指定される。

強度指定されたあと施工アンカーは(一社)建築性能基準推進協会のホームページに公開される。



残念なことに
強度指定を受けたあと施工アンカーが、まだありません。



一般社団法人
建築性能基準推進協会
Building Performance Standardization Association

ホーム 指定性能評価機関 (指定区分別一覧) 指定性能評価機関 (機関別一覧) 当法人について 性能協会員専用ページ

▶ ホーム ▶ 強度指定を受けたあと施工アンカーの一覧

強度指定を受けたあと施工アンカーの一覧

特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件(平成13年国土交通省告示第1024号)第1第14号及び第2第13号の規定に基づき、国土交通大臣が許容応力度及び材料強度を指定したあと施工アンカーの一覧

■ 接着系あと施工アンカー(注入方式カートリッジ型)

[ダウンロードはこちら](#) (PDF)

※あと施工アンカーの強度指定が行われ次第更新されます。

現在、掲載する情報がございません。情報が入り次第速やかに掲載します。

(一社)建築性能基準推進協会のホームページより
<https://www.seinokyo.jp/anchor/top/>



2025年4月(予定)から 4号特例が変わります。

建築基準法第6条の4(建築物の建築に関する確認の特例)特定の条件を満たしていれば、**建築確認審査の一部を省略**できるという規定です。

4号特例が認められる建築物は、法6条第1項四号の建築物で**建築士**が設計したもの。国内で一般的な木造住宅の在来軸組工法2階建てはほぼ該当する。。

特殊建築物(不特定多数が利用する建築物)ではなく、木造2階建て以下の建物、延床面積が500㎡以下の建物、建物高さが13m以下もしくは軒高さが9m以下の建物が対象であった

4号特例制度は、**建築行政職員**の体制が限られており**人員が不足**する中、建築確認や完了検査が十分に実施できなかったことなどを背景に**1983年に導入**されました。その後、1998年の建築基準法改正による建築確認・検査の民間開放等によって、建築確認・検査の実施率が格段に向上し続ける一方で、同制度を活用した多数の住宅において不適切な設計・工事監理が行われ、構造強度不足が明らかになる事案が断続的に発生したことなどを受け、制度の見直しが検討されてきました。



設計者・工務店の皆様へ

2025年4月(予定)から 4号特例が変わります

省エネ基準の適合簡便化に併せて
木造戸建住宅を建築する場合の建築確認手続きが見直されます



「4号特例」見直し3つのポイント

- 1** 「建築確認・検査」「審査省略制度」の対象範囲が変わります
- 2** 確認申請の際に構造・省エネ関連の図書が必要になります
- 3** 2025年4月に施行予定です

※「審査省略制度(いわゆる「4号特例」)」とは・・・
建築基準法第4条の4に基づき、建築確認の対象となる木造住宅等の小規模建築物(建築基準法第1項第4号に該当する建築物)において、建築士が設計を行う場合には、確認申請書の審査が省略される制度です

詳細は裏面をご覧ください

木造建築物を建築する場合の 建築確認手続きが見直されます

2022(令和4)年8月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」(令和4年法律第69号)により、原則として、住宅を含む全ての建築物について、省エネ基準への適合が義務付けられます。同法では、**建築確認・検査対象の見直しや審査省略制度(いわゆる「4号特例」)**の縮小が規定され、建築士・設計者の皆さんが行う建築確認の手続き等も変更されます

1 「建築確認・検査」「審査省略制度」の対象範囲が変わります



2 確認申請の際に構造・省エネ関連の図書の提出が必要になります



※図行、図書は建築士が設計を行う場合に、図行に必要図書の種類と表示すべき事項を規定する手続(2020(令和2)年建築法)です。

3 2025(令和7)年4月に施行予定です

- 「省エネ基準への適合義務化」及び「建築確認・検査や審査省略制度の対象範囲の見直し」に係る改正は、**2025(令和7)年4月に施行予定**です。
- 今後の改正に関する法令(法令、省令、省令)に関する情報、マニュアル・ガイドライン、関係会・協会の関係情報、設計資料・取組など、改正に関する最新情報については、国土交通省のホームページでご確認ください。



改正前(木造建築物)

延面積 階数	200㎡以下	200㎡超 500㎡以下	500㎡超
3以上	2号建築物	2号建築物	2号建築物
2	4号建築物※	4号建築物※	2号建築物
1	4号建築物※	4号建築物※	2号建築物

建築基準法第6条

1号 特殊建築物(学校、病院、共同住宅、百貨店など)で当該部分の面積が200㎡を超えるもの

2号 **木造建築物**で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500㎡、高さが13mもしくは軒高が9mを超えるもの

3号 木造以外の建築物で2以上の階数を有し、または延べ面積が200㎡を超えるもの

4号 上記以外

改正後(非木造・木造共通)

延面積 階数	200㎡以下	200㎡超 500㎡以下	500㎡超
3以上	2号建築物	2号建築物	2号建築物
2	2号建築物	2号建築物	2号建築物
1	3号建築物※	2号建築物	2号建築物

改正後の建築基準法第6条

1号 特殊建築物(学校、病院、共同住宅、百貨店など)で当該部分の面積が200㎡を超えるもの

2号 前号に掲げる建築物を除くほか、**2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるもの**

3号 **上記以外(平家200㎡以下)**



: 審査対象

(都市計画区域外も含む)



: 構造等の審査省略あり

※ 都市計画区域外は確認対象外



階高の高い木造建築物などの増加を踏 まえた構造安全の検証法の合理化

改正前

建築基準法第20条第1項第二号

高さが60m以下の建築物のうち、第6条第1項第二号に掲げる建築物（**高さが13m又は軒の高さが9mを超えるものに限る。**）又は同項第三号に掲げる建築物（地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物、高さが20mを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。）次の基準のいずれかに適合するものであること。

木造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500㎡、高さが13m若しくは軒の高さが9mを超える

改正後

高さが60m以下の建築物のうち、**木造建築物（地階を除く階数が4以上であるもの又は高さが16mを超えるものに限る。）**又は木造以外の建築物（地階を除く4以上である鉄骨造の建築物、高さが20mを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。）次の基準のいずれかに適合するものであること。

許容応力度等計算（ルート2）、保有水平耐力計算（ルート3）が必要



階高の高い木造建築物などの増加を踏 まえた構造安全の検証法の合理化

改正前

木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるもの

建築基準法第20条第1項第三号

高さが60m以下の建築物のうち、第6条第1項第二号又は第三号に掲げる建築物のその他その主要構造部(床、屋根及び階段を除く。)を石造、れんが造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造その他これらに類する構造とした建築物の高さが13m又は軒の高さが9mを超えるもの(前号に掲げる建築物を除く。)次の基準のいずれかに適合するものであること。

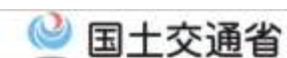
改正後

高さが60m以下の建築物のうち(前号に掲げる建築物を除く。)のうち、第6条第1項第一号又は第二号に掲げる建築物(木造の建築物にあっては、地階を除く階数が3以上であるもの又は延べ面積が300㎡を超えるものに限る。)次の基準のいずれかに適合するものであること。

許容応力度計算(ルート1)が必要!



【建築基準法第20条】
木造建築物の構造計算対象の規模



現行

規模		高さ	高さ13m以下※ ※軒高9m以下	高さ13m※超 60m以下 ※軒高9m超	高さ60m超
1階建	500㎡以下		仕様規定	高度な構造計算 (許容応力度等計算、 保有水平耐力計算)	時刻歴 応答解析
	500㎡超		簡易な構造計算 (許容応力度計算)		
2階建	500㎡以下		仕様規定		
	500㎡超		簡易な構造計算 (許容応力度計算)		
3階建			簡易な構造計算 (許容応力度計算)		
4階建～			簡易な構造計算 (許容応力度計算)		

改正

規模		高さ	高さ16m以下	高さ16m超 60m以下	高さ60m超
1階建	300㎡以下		仕様規定	高度な構造計算 (許容応力度等計算、 保有水平耐力計算)	時刻歴 応答解析
	300㎡超		簡易な構造計算 (許容応力度計算)		
2階建	300㎡以下		仕様規定		
	300㎡超		簡易な構造計算 (許容応力度計算)		
3階建			簡易な構造計算 (許容応力度計算)		
4階建～			高度な構造計算 (許容応力度等計算、 保有水平耐力計算)		

【施行日：公布の日から3年以内】

39

【施行日：公布の日から3年以内】



改正前

高さが13m以下又は軒の高さが9m以下の木造建築物

階数	延床面積 200㎡以下	延床面積 200㎡超500㎡以下	延床面積 500㎡超
3以上	許容応力度計算	許容応力度計算	許容応力度計算
2	壁量計算 (審査省略)	壁量計算 (審査省略)	許容応力度計算
1	壁量計算 (審査省略)	壁量計算 (審査省略)	許容応力度計算

改正後

高さが16m以下の木造建築物

階数	延床面積 200㎡以下	延床面積 200㎡超300㎡以下	延床面積 300㎡超	延床面積 制限なし
4以上	許容応力度等計算	許容応力度等計算	許容応力度等計算	許容応力度等計算
3	許容応力度計算	許容応力度計算	許容応力度計算	許容応力度等計算
2	壁量計算 (審査対象)	壁量計算 (審査対象)	許容応力度計算	許容応力度等計算
1	壁量計算 (審査省略)	壁量計算 (審査対象)	許容応力度計算	許容応力度等計算



木造建築物における省エネ化等による 建築物の重量化に対応するための必要 壁量等の基準(案)

令和4年2月1日の社会資本整備審議会の答申において省エネ化等に伴って重量化している建築物の安全性の確保のため、必要な壁量等の構造安全性の基準を整備することが示され、基準(案)の概要が取りまとめられました。

今後、政省令・告示等の検討を進め、パブリックコメント等の手続きを経た上で確定し令和5年秋頃の公布、**令和7年4月からの施行予定**。

設計者・施工者向け

注：木造建築物で、ZEH水準等の省エネルギー性の高い住宅・建築物を対象に構造関係規定の見直しを行い、令和7年4月から施行予定です。(規模に関わらず、構造計算を行う場合には影響ありません。)

木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための
必要な壁量等の基準(案)の概要の公表について

令和4年10月28日
国土交通省住宅局
参事官(建築企画担当) 付

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅・建築物の省エネ対策等を強力に進めるための「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が令和4年6月17日に公布され、現在、改正法の施行に必要な政省令・告示等の整備に向けて検討を進めているところです。

また、令和4年2月1日の社会資本整備審議会の答申において、小規模木造建築物等の構造安全性を確認するための措置に関し、請すべき施策として、「省エネ化等に伴って重量化している建築物の安全性の確保のため、必要な壁量等の構造安全性の基準を整備する。」とされたところです。

これらを受けて、国土交通省では、構造関係規定の見直しについての検討を行う有識者会議での審議結果を踏まえながら、建築基準法に基づく「木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準(案)の概要」を別紙のとおり、取りまとめたところです。

今後、改正法の構造関係規定の施行に必要な建築基準法施行令等の改正^{※1}を行い、これとあわせて同基準(案)の概要を原案として必要な壁量等の基準を位置付けることを予定しています。同施行令等の施行までの間は、ZEH水準等^{※2}の省エネ性能の高い建築物であっても現行規定に基づいて建築することが可能ですが、ZEH水準等の建築物が重量化する傾向にあることを踏まえ、同施行令等の公布までの間も、施行後に必要となる壁量等を確保しておこうとする建築主等がZEH水準等の建築物を建築する際の参考資料として、同基準(案)の概要を公表することとしたものです。

引き続き、同基準(案)の概要を原案として政省令・告示等の検討を進め、パブリックコメント等の手続きを経た上で確定、公布の予定としています。

※1 改正法に関連する建築基準法施行令の改正のうち構造関係規定に関する内容についても、令和5年秋頃の公布、令和7年4月からの施行を予定しています。また、関係告示の改正についても、同施行令の公布後速やかに公布、令和7年4月からの施行を予定しており、施行に向けて十分な周知期間を確保することとしています。

※2 強化対象基準(住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条の2第1項に規定する評価方法基準における断熱性能等)以上の基準(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。)を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20%削減となる省エネ性能の水準(ZEH水準)のほか、同基準(案)ではZEH-M水準、ZEB水準等を含みます。



木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要壁量等の基準(案)

方法1: 個々の建築物の荷重の実態に応じてより精緻に検証する方法
地震力に関する必要な壁量の基準について当該建築物の荷重の実態に応じて計算により求める方法を次式のとおり位置づけることとする。

$$\text{当該階の床面積当たりの必要壁量} = (A_i \times C_o \times Z \times R_t \times \sum w_i) / (Q_o \times A_{fi})$$

方法2: 簡易に必要な壁量を確認する方法
令第46条第4項表2と同様に、簡易に必要な壁量を確認する方法として新たにZEH水準等の建築物に対応するための必要な壁量の基準に位置づける

方法3: 構造計算により安全性を確認する方法
昭和62年建設省告示第1899号に定める構造計算(許容応力度・使用上の支障, 層間変形角, ねじれ[木造のみ]の確認)により安全性を確認する方法



木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要壁量等の基準(案)

方法2: 簡易に必要な壁量を確認する方法
 令第46条第4項表2と同様に、簡易に必要な壁量を確認する方法として新たにZEH水準等の建築物に対応する必要な壁量の基準に位置づける

	階の床面積に乗ずる数値 (単位 1m ² につきセンチメートル)					
	階数が1の建築物	階数が2の建築物の1階	階数が2の建築物の2階	階数が3の建築物の1階	階数が3の建築物の2階	階数が3の建築物の3階
重い屋根	15	33	21	50	39	24
軽い屋根	11	29	15	46	34	18
ZEH水準	25	53	31	81	62	36

ZEHは従来値と比較すると1.6倍(53/33)とかなり地震力が増加する

